

平成26年度 第4回
理事会

平成 27 年 1 月 29 日（木）

議 事 録

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

平成26年度 第4回 理事会 議事録

- 1 開催日時 平成27年1月29日（木）
午後1時55分から午後3時58分まで
- 2 開催場所 公益財団法人武蔵野市福祉公社 1階 会議室
東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目9番1号
- 3 理事及び監事の現在数
理事6名、監事2名
- 4 出席理事者数及び氏名
理事5名
理事長 長澤 博暁 理事 安達 高之
理事 安藤 真洋 理事 黒竹 光弘
常務理事 福島 文昭
監事2名
監事 五十嵐 利光 監事 安田 大
- 5 欠席理事者数及び氏名
理事1名
理事 大野 壽三枝
監事0名
- 6 傍聴者 0名
- 7 議事日程
日程第1 議案第15号 第二期中長期事業計画及び財政健全化計画の
策定について
日程第2 議案第16号 つながりサポート事業実施規則の制定につい
て
日程第3 議案第17号 定款の一部改正について
日程第4 議案第18号 公益移行認定の変更認定申請（公益目的事業の
追加）について
日程第5 議案第19号 平成27年度事業計画及び収支予算について
日程第6 議案第20号 老後福祉基金の一部取り崩しについて

日程第7 議案第21号 平成27年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

日程第8 議案第22号 平成26年度第4回評議員会の開催について

日程第9 報告事項1 理事長及び常務理事の職務執行状況報告について

8 議長及び議事録作成者 理事長 長澤 博暁

9 議事録署名人 理事長 長澤 博暁
監事 五十嵐 利光
監事 安田 大

10 議事の経過及び結果

議案第15号 第二期中長期事業計画及び財政健全化計画の策定について

高橋管理係長及び福島常務理事から、提案理由の説明がなされた。

黒竹理事から、事業活動を継続することを考えた場合に、事業を拡大し収入も増加させる方法と、事業を限定的に捉えて支出を縮減させバランスを取る方法の二つがあるという一般論の考え方が示されたうえで、今後、福祉公社の活動方針について、これまでの歴史的な経緯や財政援助出資団体という制約がある中である程度限定的な形での事業展開になっていかざるを得ないと考えているが、一方では、高齢者に代表されるように需要や要望が拡大していく中で、福祉公社の方向性をいつまでも限定的な形で抑えておいてもよいのかどうかという点について、再度検討する必要があるのではないかという旨の意見がなされた。また、中長期事業計画については、中長期計画と収支バランスを改定し、内容は整合性があり良いと思うが、福祉公社が現在行っている事業や今後の事業展開についての一般的な広報に少し力を入れても良いのではないかという旨の意見がなされた。また、これまでの広報は、要支援者等に対し一定のルートを通しての広報かと思うが、これから先は、一般の方との接触が増えていくと思われるので、一般の高齢者へのアプローチ手法も検討してほしいという旨の要望がなされた。さらに、市の外郭団体である福祉公社のメリットである信頼性、信用性を背景にしながら、市民の方の安心、安全な生活、それらを担保していく姿勢を考えながら展開していただきたい旨の要望がなされた。

福島常務理事から、黒竹理事のご意見のとおりである旨の回答がなされ、今後展開する事業の広報については、どのような形で、今困っている方についてだけではなくて、今後の老後生活に不安があるというような漠然とした不安をお持ちの方を含めて公社の事業を知っていただけるような広報を工夫してまいりたい旨の回答がなされた。

安藤理事から、福祉公社と市民社協の統合についてどのようなプラス効果が期待できるかという旨の質問がなされた。

福島常務理事から、地域包括ケアシステムについて、高齢者の2025年問題の後にも、生産年齢人口等の減少も併せて考えた場合、現在の介護職だけでは手が回らず、また、これらに対応する人材の確保は地域と協力していかないと困難であると想定されるため、地域と連携している市民社協と結びつくことは、大きなメリットの一つである旨の回答がなされた。また、例えば、4月から実施する生活困窮者自立支援事業は、市民社協の貸付事業と一体となってサービス提供を行う必要がある事業であり、今後、市民の視点で、どのような組織形態やサービス提供をしていけば市民に利用しやすい組織になっていくのかという観点で具体的な検討を行う旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は可決承認された。

議案第16号 つながりサポート事業実施規則の制定について

高橋管理係長及び荒井在宅サービス課長から、提案理由の説明がなされた。

安田監事から、規則第3条の「本事業の利用者は」、第4条「この事業は」、第5条第1項及び第2項「本事業」について、用語を「この事業」に統一してはいかかという旨の意見がなされた。

また、第4条第3項3行目「第1項、2項」について、「前2項」がよいのではないかという旨の意見がなされた。

また、第4条「別に理事長が定める」、第9条「別に理事長が定める」、第13条「別に理事長が別に定める」について、「理事長が別に定める」に統一したほうがよいのではないかという旨の意見がなされた。

荒井在宅サービス課長から、訂正する旨の回答がなされた。

安達理事から、内容は十分理解できるが、規則や要綱の文言につい

て、若干疑義がある旨の発言があり、具体的例示として、第3条第2項「前項の規定にかかわらず、公社理事長が特に必要と認めた者は事業を利用できる。」について、特に必要と認めた者の基本的な考え方がどこにも出てこないため、極端に言えば、理事長は誰でも対象にできますということになるのではないかという旨の質問がなされた。

また、第4条の第3項の最後「武蔵野市福祉資金貸付条例による福祉資金サービスを受けることができる。」について、その次に「福祉資金サービスの内容については、別に理事長が定める。」とあるが、この福祉資金サービスの内容には金額が含まれると思われるが、条例上は「担保物件の範囲内で市長が定める」となっていることから、そこの関係がどうなるのかという旨の質問がなされた。

また、要綱第7条「生活費」「医療費」「住宅改良費」について、「（金額については、理事長が認めたものはこの限りではない。）」とあるが、具体的にどのように理事長が認めるのか分からないため、金額は理事長が「良いよ」ということで、極端に言えば幾らでも貸せるという形になりはしないかという旨の質問がなされた。

また、要綱第7条「この事業に必要な経費で理事長が特に必要と認めたもの。」について、具体的な内容について質問がなされた。

服部高齢者総合センター長から、実施要綱第7条「この事業に必要な経費で」についての例示として、登記費用、測量費用などである旨の回答がなされた。

また、福祉資金貸付条例について、被担保債権の極度額は市長が定めるものであるが、その被担保債権の極度額の中で、福祉資金サービスとして個別の貸付額については理事長が定めるものである旨の回答がなされた。

安達理事から、貸付極度額の取り扱いについて、条例と規則との関連付けを条文で示す必要がある旨の意見がなされた。また、第3条第2項も同様である旨の意見がなされた。

服部高齢者総合センター長から、第3条第1項「武蔵野市に住所を有し且つ居住している市民」を基本としているが、例えば特別養護老人ホームに入所し、親族機能が全くないような場合に、住所を特別養護老人ホームに移すため、このような場合に、本人の福祉のためにサービスを継続することが必要だという事案が念頭にあり、この記載をした旨の回答がなされた。

安達理事から、規則と要綱を比べて、一般の人は理解できないのではないかと思われるため、規則と要綱を読んで、自分は該当するかど

うかが理解できるように、記載の手法や仕方を検討したほうがよい旨の意見がなされた。

福島常務理事から、要綱については検討する旨の回答がなされたが、規則第3条第2項についての取り扱いについて尋ねる発言がなされた。

安達理事から、「別に理事長が定める」ということについて、「市長が決定した範囲内で理事長が定める」等の条例と規則の関連付けを表記しておいた方がよい旨の意見がなされた。

福島常務理事から、規則第4条第3項については修正する旨の回答がなされたが、第3条第2項住所要件の例外規定について現案のとおり記述で良いかどうかの質問がなされた。

安達理事から、規則第3条第2項はそのままでよい旨の回答がなされた。また、規則第13条にあるとおり、定めたものを要綱に記述し、一般の方が、自身が対象となるかどうか分かるようにしてほしい旨の意見がなされた。

黒竹理事から、利用契約書第15条「専属的合意管轄」について、第一審のみで、控訴審には範囲が及ばないという認識でいるが確認願いたいという旨の質問がなされた。

服部高齢者総合センター長から、大野理事にも予め相談したが、再度確認し、訂正にあたっては長澤理事長に一任して頂きたい旨の回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は、一部修正については理事長一任とし、可決承認された。

議案第17号 定款の一部改正について

議案第18号 公益移行認定の変更認定申請（公益目的事業の追加）について

長澤理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事及び監事からは意見はなく一括して審議することとした。

高橋管理係長、福島常務理事から、提案理由の説明がなされた。

安達理事から、定款第4条第4号「高齢者の福祉施設の管理運営受託事業」について、この号だけ「受託事業」となっていることについて、他の事業の字句の整合性について質問がなされた。

福島常務理事から、基本的には要らなくてよいものと考えているが、実際には「受託」と入っているものもある旨の回答がなされた。

安達理事から、理事長一任とするので、今後、整理してほしい旨の

意見がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、議案第17号及び議案第18号について、一件ずつ採決の結果、全会一致で、原案の一部修正については理事長一任とし、本二案は可決承認された。

議案第19号 平成27年度事業計画及び収支予算について

議案第20号 老後福祉基金の一部取り崩しについて

長澤理事長から、一括審議の申し出がなされ、他の理事及び監事からは意見はなく一括して審議することとした。

高橋管理係長、福島常務理事、荒井在宅サービス課長、服部高齢者総合センター長から、提案理由の説明がなされた。

安達理事から、例年、当初予算の段階で赤字予算であり基金の取崩しとなっていることについて、この状況はいつまで続くのかと言う旨の質問がなされた。

また、事業番号18の社会活動センター事業費について、介護保険法の改正に伴い、軽度の高齢者が移行してくると思われるが、収入も支出も昨年度とあまり変わらないことについて質問がなされた。

福島常務理事から、基金の取り崩しをなくすために財政健全化計画を策定したところであり、計画通り進めば5年後には赤字が解消される旨の回答がなされた。

小野高齢者総合センター課長補佐から、介護保険法の地域支援事業の一部が社会活動センター事業で実施することにはなるが、介護保険収入ではなく、市の一般財源予算で賄うため、介護保険法改正に伴う変動がない旨の回答がなされた。

黒竹理事から、総合事業の介護予防については、介護保険の枠外で行政から費用が支出されるものであるかという旨の質問がなされた。

小野高齢者総合センター課長補佐から、社会活動センター事業については、介護保険から支出されない事業である旨の回答がなされた。

長澤理事長から、市の予算組みがまだされていない関係ではないかという旨の質問がなされた。

小野高齢者総合センター課長補佐から、市高齢者支援課からの説明では、総合事業の中で、介護保険の財源によるものと一般財源によるものがあり、社会活動センターの事業については、全て一般財源から平成27年度は出される旨の説明を受けているという回答がなされた。

他の理事及び監事から質疑、意見はなく、議案第19号及び議案第20

号について、一件ずつ採決の結果、全会一致で、本二案は原案のとおり可決承認された。

議案第21号 平成27年度常勤役員の報酬及び賞与の額について

高橋管理係長から、提案理由の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は原案のとおり可決承認された。

議案第22号 平成26年度第4回評議員会の開催について

高橋管理係長から、提案理由の説明がなされた。

理事及び監事から質疑、意見はなく、採決の結果、全会一致で、本案は原案のとおり可決承認された。

11 報告事項

報告事項1 理事長及び常務理事の職務執行状況報告について

長澤理事長から、次のとおり報告がなされた。

本日はご審議いただいた中長期事業計画等々でございますが、1点だけ、武蔵野市の長期計画の調整計画と私どもの関連についてご説明をさせていただきます。

1月6日に、武蔵野市の計画の策定委員会で、調整計画の討議要綱案というものが示されました。この中で、公社の事業に関する事業が種々示されていますが、本法人に関する重要な事項として、先ほどの議論にも上がったところですが、統廃合が挙げられています。文面をちょっとご紹介しますと、次のようにございます。「財政援助出資団体については、より効率的、効果的なサービス提供を目的に事業規模や機能を見直した上で、公財武蔵野市福祉公社と社福武蔵野市市民社会福祉協議会との統合を目指す。」というのが討議要綱の案に示されております。従来長期計画につきましては、在り方について検討する必要があると、検討する必要があるという表現でしたけれども、一步踏み込んだ形で目指すとしています。本法人の存否にもかかわる重要な問題でありますので、事務方のほうで先ほど常務理事からも説明がありましたけれども、課題も整理しながら理事者の皆様に逐次報告をしながらご意見を賜りながら、本法人の今後の統廃合についてのご意見もいただければと存じます。

福島常務理事から、次のとおり報告がなされた。

本年度の事業計画における重点項目に関し、中長期事業計画及び財政健全化計画の策定に当たっては、6月18日に全係長職で組織をいたします第二期中長期事業計画ワーキングチームを立ち上げ、検討を進めてまいりました。途中、公益認定の関係で理事会、評議員会、1カ月前倒しというようなことで策定期限の短縮というような状況がありましたが、このような形で策定することができました。

有償在宅福祉サービスと権利擁護事業の事業変更及び体制整備については、4月の事業開始に向け、地域福祉権利擁護事業の円滑な運営に向け、小金井市社会福祉協議会に職員2名を派遣し、実務研修を実施中でございます。また、利用者の直接支援に当たる生活支援員については、27年度は福祉公社独自の権利擁護事業も経過措置期間中ですので、利用者が急増するということはないため、福祉公社の他業務に携わっている方の中からお願いをしていく方向で検討しているところです。

また、権利擁護センター武蔵野の設置につきましては、その名称及び公社の規定等の中での位置づけについて現在検討中です。

また、在宅介護支援センターにおいて、平成21年のケアマネジメント業務に対し、特定事業所集中減算の対象になるとの指摘を国保連から受けております。返還額は約133万円になりますが、今後、居宅介護支援業務収益から返還を行ってまいります。

その他の事業でございますが、各事業の12月末時点での状況ですが、有償在宅福祉サービスは、170世帯203人で、昨年同月比12世帯18人の減、権利擁護事業は、159人で5名の増、成年後見が、68人で5名の増、生活保護受給者金銭管理は、17名で10名の増、ホームヘルプセンターの訪問介護自費派遣、障害者居宅介護はほぼ変わりませんが、予防会合につきましては83名で、これが35名減、生活支援ホームヘルプについては164名で、これは30名減となっている状況でございます。

一方で、認知症見守り支援は、12月の提供時間数で352時間と、昨年194時間から1.5倍となっております。その他、在宅介護支援センターへの相談件数は、10から12月の3カ月間で1,131件と367件の増、補助金センターの住宅改修に関する訪問件数は、163件で39件の減、デイサービスは、10月から12月の合計で1,193名と、129人の減、北町高齢者センターが、1,797名で2名の減といった状況でございます。

理事長及び常務理事の職務執行状況報告について、理事及び監事から、質疑や意見はなかった。

12 連絡事項

福島常務理事から、理事、監事の任期について、平成27年6月12日の評議員会までとなることから、日を改めてご連絡する旨の連絡がなされた。

高橋管理係長から、期末監査の日程について、5月18日（月）午後1時から午後5時、会場はこの会場で開催し、平成27年度第1回理事会の日程について、5月27日（水）午前10時から正午、会場は未定であるため決定し次第、ご連絡する旨の連絡がなされた。

以 上

本理事会の決議を証明するため、議長（理事長）及び議事録署名人において署名押印します。

平成 27 年 2 月 24 日

議長（理事長） 長 澤 博 暁 ⑩

議事録署名人（監事） 五十嵐 利 光 ⑩

議事録署名人（監事） 安 田 大 ⑩